Ⅲ 契約種別および料金

13 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

特別高圧季節別時間帯別電力A,特別高圧季節別時間帯別電力B,特別高 圧電力A,特別高圧電力B,特別高圧臨時電力,特別高圧農事用電力,特別 高圧自家発補給電力A,特別高圧自家発補給電力B,特別高圧予備電力

14 特別高圧季節別時間帯別電力 A

(1) 対象となるお客さま

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要(たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。)で、契約電力が原則として2,000キロワット以上(特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。)であるものを対象といたします。

(2) 供給電気方式. 供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト
契約電力	10,000キロワット以上	標準電圧	60,000ボルト

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負 荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく 電気を使用しない場合(特別高圧予備電力によって電気を使用した場合 を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1キロワット	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,630円80銭
にっき	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,576円80銭

口電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1	キット	口時	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円30銭
に	ット	时き	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円08銭

(口) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他 季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キ ロ ワット時	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	16円70銭	15円57銭
につき	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	16円49銭	15円36銭

(ハ) 夜間時間

1	キット	口時	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	12円22銭
に	クト	时き	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円00銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表4(平均力率の算定)によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセント

とみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) その他

- イ 契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力Aに需給契約を変 更することはできません。
- ロ 特別高圧電力Aに変更された後1年に満たないお客さまについては、 特別高圧季節別時間帯別電力Aに需給契約を変更することはできません。

15 特別高圧季節別時間帯別電力 B

(1) 対象となるお客さま

特別高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上(特別高圧自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。)であるものを対象といたします。

(2) 供給電気方式.供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト
契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト
契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	140,000ボルト

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく 電気を使用しない場合(特別高圧予備電力によって電気を使用した場合 を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,630円80銭
ス 利 电 刀 1キロワット	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,576円80銭
に つ き 	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,522円80銭

口電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1 + 7	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円30銭
ワット時	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円08銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円87銭

(口) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他 季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 + 17	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	16円70銭	15円57銭
コキロワット時につき	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	16円49銭	15円36銭
	標準電圧140,000ボルトで供給 を受ける場合	16円27銭	15円09銭

(ハ) 夜間時間

1 + 7	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	12円22銭
リフット時	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	11円85銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間にお

ける平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表 4 (平均力率の算定)によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセント とみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

- イ 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。) を使用することはできません。
- ロ 契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力Bに需給契約を変 更することはできません。
- ハ 特別高圧電力Bに変更された後1年に満たないお客さまについては、 特別高圧季節別時間帯別電力Bに需給契約を変更することはできませ ん。

16 特別高圧電力 A

(1) 対象となるお客さま

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要(たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。)で、契約電力が原則として2,000キロワット以上(特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。)であるものを対象といたします。

(2) 供給電気方式.供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト
契約電力	10,000キロワット以上	標準電圧	60,000ボルト

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金の促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44.200円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定さ

れた燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく 電気を使用しない場合(特別高圧予備電力によって電気を使用した場合 を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

型 約 電力 1 キロワット	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,630円80銭
に つ き	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,576円80銭

口電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の 比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	15円53銭	14円54銭
ワット時に つき	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	15円28銭	14円33銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表4(平均力率の算定)によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセント とみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントに

つき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、 その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいた します。

17 特別高圧電力B

(1) 対象となるお客さま

特別高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上(特別高圧自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。)であるものを対象といたします。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト
契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト
契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	140,000ボルト

(3) 契 約 電 力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)を1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく 電気を使用しない場合(特別高圧予備電力によって電気を使用した場合 を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,630円80銭
ストロワット にっこう	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,576円80銭
にっき	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,522円80銭

口電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏

季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量に はその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の 比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キ ロ ワット時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	14円98銭	14円05銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	14円74銭	13円83銭
	標準電圧140,000ボルトで供給 を受ける場合	14円50銭	13円62銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表4(平均力率の算定)によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセント とみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)を 使用することはできません。

18 特別高圧臨時電力

(1) 対象となるお客さま

契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものを対象

といたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

- イ 特別高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が原則として2.000キロワット以上であるもの。
- ロ 特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるもの。

(2) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき(1)イに該当する場合は特別高圧電力B、(1)口に該当する場合は特別高圧電力Aの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、(1)イに該当する場合は特別高圧電力B、(1)口に該当する場合は特別高圧電力Aの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

口電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、そ

の1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の 比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) (1)イに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1 + 17	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	17円02銭	15円91銭
コキロワット時につき	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	16円73銭	15円65銭
	標準電圧140,000ボルトで供給 を受ける場合	16円46銭	15円40銭

(ロ) (1)口に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1 キ ロ ワット時	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	17円69銭	16円51銭
につき	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	17円39銭	16円24銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、(1)イに該当する場合は特別高圧電力B、(1)口に該当する場合は特別高圧電力Aに準じて適用いたします。

(3) そ の 他

イ 当社は、供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、特別高圧臨時電力の対象といたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

19 特別高圧農事用電力

(1) 対象となるお客さま

特別高圧で電気の供給を受けて農事用のかんがい排水のために動力(付

帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるものを対象といたします。

(2) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお. 契約使用期間以外の期間については. 料金を申し受けません。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分(その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

契約電力 1キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルト で供給を受ける場合	421円20銭
-------------------------	--	---------

口電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の 比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき 標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトで供給を受ける場合	12円43銭	11円73銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

(3) そ の 他

- イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合 は、契約使用期間を変更いたします。
- ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電 力Bに準ずるものといたします。

20 特別高圧自家発補給電力

(1) 特別高圧自家発補給電力A

イ 対象となるお客さま

特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aのお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象といたしません。

口契約電力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。) を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、 契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の 容量(定格出力といたします。)を下回らないものといたします。

- (ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社と の協議によって定めます。
 - a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)からお客さまの予備発電設備の容量(定格出力といたします。)を差し引いた値なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置 が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)から瞬時に 負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量(同時 に使用する負荷設備の容量の合計といたします。)を差し引いた値

ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Aの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の10パー

セントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、 その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日 数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1 キ ロ ワット時	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	16円61銭	15円52銭
につき	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	16円33銭	15円28銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キ ロワット時	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	19円58銭	18円22銭
ワット時に つき	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	19円23銭	17円92銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

ニ 特別高圧自家発補給電力Aの使用

(イ) お客さまが特別高圧自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

- (ロ) 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと特別高圧自家発補給電力Aを同一計量する場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aの契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、特別高圧自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。
- ホ 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aを使用されたときは、その1月の30分最大需要電力計の値が特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aの契約電力と特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

- (イ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Aの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
- (ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、特別高圧季節別時間帯別電力A または特別高圧電力Aと特別高圧自家発補給電力Aとの契約電力の比 であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
- へ 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合の使用電力量
 - (イ) 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
 - a 特別高圧季節別時間帯別電力Aのお客さまの場合 基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別 に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかは あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定 めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択す

ることはできません。

- (a) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力
- (b) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧 季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力
- (c) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧 季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力
- b 特別高圧電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

- (a) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Aの平均電力
- (b) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧 電力Aの平均電力
- (c) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧電力Aの平均電力
- (ロ) 特別高圧自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して特別高圧 自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不適当と認められる 場合は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用 電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合 計を特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量といたします。
- (ハ) 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Aの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

トその他

(イ) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当 社に通知していただきます。

- (ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および 発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧 電力Aに準ずるものといたします。

(2) 特別高圧自家発補給電力B

イ 対象となるお客さま

特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bのお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象といたしません。

口 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(/)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表 3 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3 (燃料費調整)

(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Bの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定する こととし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用 された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、 その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日 数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1 キ ロ ワット時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	15円99銭	14円98銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	15円74銭	14円74銭
	標準電圧140,000ボルトで供給 を受ける場合	15円48銭	14円50銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キ ロ ワット時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	18円81銭	17円54銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	18円48銭	17円24銭
	標準電圧140,000ボルトで供給 を受ける場合	18円16銭	16円94銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

ニ 特別高圧自家発補給電力Bの使用

- (イ) お客さまが特別高圧自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
- (ロ) 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと特別高圧自家発補給電力Bを同一計量する場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bの契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、特別高圧自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。
- ホ 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bを使用されたときは、その1月の30分最大需要電力計の値が特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bの契約電力と特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Bの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなし

ます。

- (ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、特別高圧季節別時間帯別電力B または特別高圧電力Bと特別高圧自家発補給電力Bとの契約電力の比 であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
- へ 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合の使用電力量
 - (イ) 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
 - 特別高圧季節別時間帯別電力Bのお客さまの場合 基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別 に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかは あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定 めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択す ることはできません。
 - (a) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力
 - (b) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における特別高圧 季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力
 - (c) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における特別高圧 季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力
 - b 特別高圧電力Bのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

(a) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Bの平均電力

- (b) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における特別高圧 電力Bの平均電力
- (c) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における特別高圧 電力Bの平均電力
- (ロ) 特別高圧自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して特別高圧 自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不適当と認められる 場合は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用 電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合 計を特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Bの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

トその他

(イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合には、その 時期を変更していただくことがあります。

- (ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および 発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧 電力Bに準ずるものといたします。

21 特別高圧予備電力

(1) 対象となるお客さま

特別高圧季節別時間帯別電力A,特別高圧季節別時間帯別電力B,特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修ま

たは事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電 気の供給を受ける次の場合を対象といたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

口予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変 電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、特別高圧予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金の促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表 3 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表 3 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供

給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正した ものといたします。

口電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお,電力量料金は,常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、特別高圧予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

- イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源に よる電気の供給とをあわせて受けることができます。
- ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧季節別時間帯別電力A、特別高圧季節別時間帯別電力B、特別高圧電力A または特別高圧電力Bに準ずるものといたします。